(令和5年6月8日 午前9時46分)

●議長(佐藤武雄) おはようございます。ただ今の出席議員は12名全員であります。本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。日程第1、通告による一般質問を行います。質問時間は最大1時間を目途に質問者、答弁者は進行にご協力をお願いいたします。また、答弁者及び質問者の都合により質問の順序を変更することがありますので、予めご承知おきください。なお、質問者と質問者との間に、10分程度の休憩をとることといたします。

通告の1、北村富貴夫議員。

- 1、自転車のヘルメット努力義務、信濃町の対応について
- 2、外来植物の駆除について
- 3、チャットGPTの利用する考えについて

議席番号1番、北村富貴夫議員。

◆1番(北村富貴夫) おはようございます。議席番号1番、北村富貴夫でございます。 通告に沿いまして質問させていただきます。よろしくお願いします。黒姫山の残雪もほ ぼ消え、若葉が大変まぶしく鏡内に苗を植えた稲も順調に育っています。除雪作業で傷 んでいた道路整備も進めていただきました。朝からジョギングや歩く方が大変多く見受 けられます。また自転車を利用する人の姿を見ることも多くなりました。そこで最初の 質問は、ヘルメットの努力義務化についてです。今年の4月1日から道路交通法第63 条の11が以下のように改正されました。第1項、自転車の運転者は乗車用ヘルメットを かぶるよう努めなければならないと法律で定められました。交通事故の発生件数自体は、 年々減少しています。ところがすべての交通事故の中で、自転車事故が占める割合は年々 増え続けていて、その社会問題が今回の法改正に繋がったと考えられています。ヘルメ ット着用の必要性を示すデータもあります。警察庁交通局が作成した令和3年における 交通事故の発生状況等について、をネットから情報を得ました。警察庁が去年1年間に 全国で起きた事故を調査した結果、自転車に乗車中の事故で死亡したのは336人で、こ のうちヘルメットを着用していなかった人の割合は、着用していた人のおよそ2.6倍だ ったことが分かりました。また、死亡した人と怪我をした人のうち、ヘルメットの着用 率は最も高かった中学生でも39.1パーセントと半数以下で、小学生が25パーセント、 高校生が 7.5 パーセント、65 歳以上は 3.6 パーセント、全体でも 9.9 パーセントと、10 人に1人しか着用していなかったことになります。こうした背景もあり、自転車事故に よる死亡事故を防ぐのはもちろん、大切な体、命を守るため自転車ヘルメットの着用対 象が拡大されたのです。子どもさんが信号のない横断歩道を自転車で通過中、速度オー バーで突っ込んできた車と接触、10メートル近く跳ね飛ばされたそうです。しかし、へ ルメットを着用していたおかげで全身打撲の大けがを負ったものの、命に別状はなかっ

たと。ヘルメットには多数のひび割れが入っていたそうで、いかに衝撃が大きかったか がよく分かります。もしヘルメットを着用していなかったら、想像するだけでぞっとす るようなケースを耳にすると、ヘルメットは必須に思えますが、実際の着用にはまだま だ課題があります。長野県では、「安心・安全な県民生活の確保」と「自転車利用促進」 を基本理念とする「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」を制定しました。 本条例は、交付の日が平成31年3月18日から施行して、自転車損害賠償保険等の加入 の義務化等及び自転車貸付事業者の登録制度については同年10月1日から施行されてい ます。条例の背景として、自転車は日常生活からレジャーに至るまで様々な場面におい て幅広い年代層に利用され、主要な交通手段としてのみならず、今後の地域づくりに寄 与する大きな可能性を有しています。その一方で、全国的には自転車が関係する重大事 故が発生し、本件でも自転車利用者の交通ルールの順守や、マナーの向上、また通行空 間を共有する自動車ドライバーに対する安全配慮の啓発等が重要な課題となっています。 自転車は健康長寿を支える健康づくりに資するものであり、恵み豊かな地球環境を守る ための環境負荷が少ないモビリティです。さらには自転車による観光振興は、長野県を 観光県として発展させていく上で大変重要です。県では交通安全教育の充実や、万が一 の事故に備えた自転車損害賠償保険等の加入義務化等を進めながら、本件の特徴を伸ば す自転車の利用促進を図ってまいりますと、県ホームページに記載されています。この 本条例に基づき、これまで平成31年に作成された「長野県自転車活用推進計画」。計画 期間は2022年度までですが、これに基づき自転車の活用推進に向けた施策に取り組んで きています。同計画の計画期間満了に伴い、自転車を取り巻く社会情勢の変化や、新た な課題に対応するため、令和5年3月24日に第二次長野県自転車活用推進計画を策定し ました。関係者との連携・協力とあり、その概要の中に県及び市町村や関係団体が連携 した自転車活用推進体制を構築、それから市町村の自転車活用推進計画の策定および自 転車関連施策の実施を促進とありますけれども、町長にお伺いします。町ではこの辺り を具体的にどのように考えているのでしょうか。

## ●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。

■町長(鈴木文雄) ただ今の北村議員からのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、県は平成31年度に自転車の利用促進等を基本理念といたします「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」を制定いたしました。この条例の第6条におきましては、市町村の役割が定められておりまして、第1項で「市町村は自転車の利用に関する施策について、国、県、事業者その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする」とされております。また第2項におきましては「市町村は、その地域の実情に応じた交通安全教育に努めるものとする」とされています。またこの条例に基づきまして「長野県自転車活用推進計画」が策定されておりまして、県や市町村などとの連携に基づいた体制の整備や、関連施策の実施を推進することなどの方向性が示されております。こうした流れの中で町としての対応でございますが、昨年度開設されましたジャパンアルプスサイクリングロードや、信越自然郷において設定されておりますサイクリングルート

など、市町村をまたぐ広域的なコースが整備されつつありますので、統一的な整備の在り方、あるいは利用者への情報提供などについて連携を強化してまいりたいと考えております。また「市町村自転車活用推進計画」につきましては、独自条例に代わるものとして、必要に応じて策定するものとされておりまして、県内では長野市、千曲市、安曇野市、豊岡村がすでに策定しておりますけれども、当町におきましては長野県が策定しております条例、そしてまた推進計画の中で示されている方向性を尊重しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

- ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。
- ◆1番(北村富貴夫) 町長の答弁の中で、計画の策定は実際には行わない。しかしコース整備や、各業者やほかの団体等と連携して進めて行くというお話でしたけれども、実際にこの推進計画は必要と考えていないということですか。その辺についてはどのように考えていらっしゃるのか。
- ●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。
- ■町長(鈴木文雄) ただ今の北村議員からのご質問でございますが、現時点では県の条例または推進計画に沿った形で対応していくということでありまして、先ほど少し申し上げましたジャパンアルプスサイクリングロード、あるいは信越自然郷のサイクリングルート、こういった中で自転車の活用が増加してきたり、利用の在り方にもう少し行政として支援すべき必要性が認められた場合には、速やかに対応を検討してまいりたい、そういうつもりであります。以上です。
- ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。
- ◆1番(北村富貴夫) そのような場合には速やかに対応していただくということです。 計画はそのような話ですが、条例を作成する考えはないということでよろしいですか。
- ●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。
- ■町長(鈴木文雄) 先ほども少し触れましたが、条例の前段で推進計画というものは、これは条例に代わるものとしての位置づけもあると聞いております。従いまして現時点では推進計画の策定がいいのか、あるいは別立てで条例を制定する方が、町民の皆様、そしてまた自転車を利用される皆さんにとってのアナウンス効果が、どちらが有効なのか、効果があるのかについて議論したうえで方針を決めてまいりたいと思います。
- ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。

- ◆1番(北村富貴夫) しっかりとした議論の中で、計画でよいか条例を作るべきかやっていただければと思います。この中で信濃小中学校に通う生徒さんについてお伺いします。自転車通学の方はいらっしゃいますでしょうか。
- ●議長(佐藤武雄) 佐藤教育長。
- ■教育長(佐藤尚登) おります。実際の数はバス通学と併用している生徒ですが、平日の部活ではない場合で、14名いるということであります。
- ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。
- ◆1番(北村富貴夫) その14名の方ですが、ヘルメットの着用率についてはどうでしょうか。
- ●議長(佐藤武雄) 佐藤教育長。
- ■教育長(佐藤尚登) 通学で自転車に乗るときには、100 パーセント着用していると承知しています。
- ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。
- ◆1番(北村富貴夫) 小中学生については100パーセント、ヘルメットを着用されていると、通学にはということですが。他に一般の高校生以上の皆さんも自転車に乗る機会があると思いますけれども、ヘルメットの着用率等を調査したことはありますでしょうか。
- ●議長(佐藤武雄)松木総務課長。
- ■総務課長(松木和幸) 総務課で交通安全教育等はこちらの方でやらせていただいておりますので、若干お伝えしたいと思いますが、そのような調査はしたことはございません。以上です。
- ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。
- ◆1番(北村富貴夫) 今後、高校生以上の皆さん、自転車で事故ということも考えられると思われます。こういうものも調査は必要ではないかなと思います。その中で長野等へ通学している高校生、それから牟礼駅で降りる方もいらっしゃいますし、長野駅、北長野駅で降りる方もいらっしゃいます。自転車通学をそちらからしている生徒さんもいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、こういうことについても調査をしたことはな

いんでしょうか。

- ●議長(佐藤武雄)外谷場教育次長。
- ■教育次長(外谷場佳子) 高校生の通学手段ということのご質問だと理解いたしました。 高校生がどういう形で通学しているかということにつきましては、特に調査はしたこと はございません。
- ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。
- ◆1番(北村富貴夫) もし、そういう中で事故が起きるというようなこともあり得ますので、ヘルメットの着用率についても検討すべきではないかと。またはそういう方にヘルメットの着用を促すことも必要ではないかなと思います。それから全体的な話ですが、小中学校に通学されている方はヘルメットをお持ちのようですが、家に帰ればヘルメットなしで自転車に乗ることもあろうかと思いますが、こういうヘルメットの所持率みたいなものは調査しているんでしょうか。
- ●議長(佐藤武雄) 佐藤教育長。
- ■教育長(佐藤尚登) そのような調査はしていません。
- ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。
- ◆1番(北村富貴夫) こういう子どもたちも家に帰れば事故にあう確率も高いと思うんですね。そういう方たちのヘルメットというのが必要ではないかなと思います。そこで、ヘルメットへの助成金を出している所がいくつかの市町村で見受けられました。報道でもありましたが、松本市では高校生の通学に3000円、それから静岡県の三島市では2000円とネット等で確認できました。この信濃町では、そういう子どもたちに通学だけでいいのかは別ですが、助成金を出すような考えはございますか。
- ●議長(佐藤武雄) 佐藤教育長。
- ■教育長(佐藤尚登) 信濃小中学校の児童はいませんので、生徒ということになりますが、その通学の実態は先ほど数字だけ申し上げましたけれども、仕組みとしては基本的に信濃小中学校では通学手段は徒歩かバス、これが原則です。自転車通学は特別な事情があれば例外的に7年生から9年生、いわゆる中学生段階ですね、それで通学距離が3キロメートル以上ある場合、または部活動に参加している生徒は距離に関係なくですが、学校への届け出によって4月から11月に限り認めています。実態は休日の部活動のために届け出ている生徒が多いと聞いていますが、当然自転車通学を認める場合に、以前か

らヘルメット着用は条件だと、必ず着用するということを条件としていますので、現時点で教育委員会としてこの度のヘルメットの努力義務化を受けてのヘルメットの購入補助ということは考えておりません。以上です。

- ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。
- ◆1番(北村富貴夫) 教育委員会としてはそうですけれども、町全体として子どもたち、 学校通学以外に自転車に乗ることもあるかと思うんですけれども、そういう方がヘルメ ットを購入するときに補助金を出すというような考え方はあるんでしょうか。
- ●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。
- ■町長(鈴木文雄) ただ今の北村議員のご質問ですが、まずは北村議員からご指摘いただきました着用率であったり、それ以前に持っているのかどうかということも含めて調べさせていただいた上で、必要であれば対策を検討してまいりたいと思います。
- ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。
- ◆1番(北村富貴夫) 町長の答弁でも、これから検討していただけるということですの で、ぜひ所持率や着用率、そのようなものを検討していただければと思います。子ども さんのいる家庭は今いろいろな所で経済的支援が必要となっていますけれども、そうい う点でも負担の軽減、支援に繋がると思っておりますのでぜひ考えていただければと思 います。先日報道でもありましたけれども、この7月から16歳以上は電動キックボード を免許証なしで乗ることができるようになります。実際には都会の方が普及が速いと思 うのですけれども、今後これも普及することが予想されてきます。ヘルメットはまだ努 力義務というようなことですが、こういうことでも安全性を守っていくことも必要では ないかと思っています。続いての質問です。皆さんもご存じだと思うのですけども、外 来植物の駆除についてです。特にこの春先、皆さんご覧になったのではないかなと思う のですが、外来種のハルサキヤマガラシというものが町中至るところにあるかと思いま す。その駆除について伺います。この初夏から夏に咲く、ヤマガラシに似ていて開花が 早いのでこの名があるとのことですが、別名フユガラシと、西洋ヤマガラシというそう です。ヨーロッパ原産の無毛の多年草で、明治の末に渡来して植物園で栽培されていた とのことですが、それとは別に昭和35年に群馬県神津牧場で採集され、今では全国に広 がり特に北海道や東北地方の川岸、水路、それから畦畔、道端、我々では休耕田にもす でに広がっています。ハルサキヤマガラシは、生態系被害防止外来種リスト掲載種とな っております。重点対策指定となっているんです。この日本の生態学会が定めた侵略的 外来種ワースト100にも選ばれています。茎は直立、まっすぐに立ち上部で斜め上に多 数に枝分かれしましてほうき状に高さが30センチメートルから1メートルほどになりま す。種子と根茎で繁殖します。信濃町にもたくさん見受けられます。特に野尻湖の観光

地周辺、こういうところでも見ることがあります。他県の観光地等では駆除するボラン ティアさん等がいらっしゃいます。特に観光地の環境整備に必要なことではないかと考 えますが、町長の考えをまずお伺いします。

## ●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。

■町長(鈴木文雄) ハルサキヤマガラシについてのご質問でございますが、このハルサ キヤマガラシ、環境省が指定いたします特定外来生物ではございませんが、生態系等に 被害の及ぼす恐れのある「生態系被害防止外来種」に指定されているとお聞きしていま す。これに指定されますと、特に重点を置くべき対策の方向性ごとに「緊急対策外来種」、 2つ目としまして「重点対策外来種」、3つ目としまして「その他の定着予防外来種」、こ の3つに分けられるということでありまして、このハルサキヤマガラシは3つ目の「そ の他の定着予防外来種」に分類されると聞いております。このような位置づけにありま すこのハルサキヤマガラシでございますが、日本各地に分布いたしまして、国立公園内 などの一部の地域では生態系への影響を警戒して駆除を行っているところもございます。 また、特定外来生物に対する防除方法といたしましては、環境省や農林水産省などから 示されておりますが、このハルサキヤマガラシに関しては、具体的な対策、方法がなか なか見つからないということで、現時点では人力によります抜き取り、これが主な駆除 の方法ということで取り組まれているということだそうでございます。町内におけます 分布の状況につきましては、現時点で十分に把握することはできておりませんが、繁殖 力が大変強い品種である。そしてまた生態系への影響も懸念されるということでござい ますので、早急に現状を調査し、県や環境省など関連機関の協力を得ながら、具体的な 対策について検討してまいりたいと考えております。なお、駆除などの対策を講じる際 には、町民の皆さんにも広くお手伝いいただくことが必要かと思いますので、この豊か な自然環境を次の世代へ引き継いでいくための重要なステップかと思っておりますので、 町民の皆さんの作業への協力を呼び掛けてまいりたいと考えているところであります。

## ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。

◆1番(北村富貴夫) 町長の言葉の中に、早急にというお話がありました。ぜひ、これは生態系が脅かされてくるのではないかと思われます。野尻湖周辺もそうですけれども、これがどんどん山に広がっていってしまう、そういうことも考えられます。人間にくっついていくものですから、足の裏などにくっついていってしまえば一度繁殖するとあっという間に周辺に広がる、そういうことがあります。町全体で自然環境を守っていく、こういう駆除に取り組むことが必要だと思います。ぜひ町から駆除のお願いをしていただくようお願いしたいと思います。3つ目の質問です。これは今話題になっていることなので、皆さんもご存じだと思うんですけれども、チャット GPT、この件についてお伺いしたいと思います。質問を入力するだけですぐに自然で説得力のある回答が返ってくる AI との対話ソフト、チャット GPT です。この利用が首都圏を中心に個人や企業に加え、

各市役所、全国の自治体で利用されるなど急拡大しています。この対話式AI、チャット GPT の普及が急速に進む中で、いくつかの市では業務への活用で試験的に始めたという ことです。これは神奈川県横須賀市の例ですけれども、全面的に自治体の業務に全国で 初めて導入を始めたと。長野県では飯島町が業務の効率化や質の向上を期待して、半年 ほどの試験運用を始めたとネットの情報に記載されていました。チャット GPT は、アメ リカのベンチャー企業、オープン AI が開発し去年 11 月に公表した対話式 AI です。日本 語にも対応していて、AIと対話するようにやり取りを進め、内容を指定して文章を作成 させたり、すでにある文章を要約させたりもできます。知りたい情報を訪ねると人が作 成したような自然な言葉で回答を作成できることから、幅広い分野で活用が想定される いわゆる生成系 AI の1つで、企業などでの利用が急速に広がっています。場合によって は人が一から文章を作る場合に比べて、半分以下の時間で出来上がるということで、業 務の効率化も期待されています。一方で、チャット GPT については機密情報の取り扱い や、個人情報の保護等の課題が指摘されていることから、職員に対して個人情報や機密 情報の入力を禁止しているとのことです。対話式 AI、チャット GPT を巡っては、長野県 でも業務で活用できる分野があるか検討を進めていますけれども、先日知事の会見で聞 いていますと、県職員を対象に禁止事項を明確にするなど基本的なルール作りを急ぐ考 えを示しました。このチャット GPT を町としてもしっかりとした対応が必要と考えます が、今後どのように考えていますか。その辺をお伺いしたいと思います。

## ●議長(佐藤武雄)松木総務課長。

■総務課長(松木和幸) 情報系の分野につきましては、総務課で担当しておりますので 私の方でお答えをさせていただきたいと思います。今、議員ご質問のチャットGPTとい う生成 AI、ジェネレーティブ AI ということだそうですが、その業務利用につきまして は令和5年5月8日付で総務省の自治行政局デジタル基盤推進室より事務連絡がござい ました。内容につきましては国の関係省庁の申合せとして、現在のチャット GPT のよう なサービス形態で提供される場合は、不特定多数の利用者に対して提供する画一的な約 款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービスに該当するため、セキュリティ 対策やデータの取扱いなどについて、利用機関に対して特別な扱いを求めることができ ない場合が多く、原則として要機密情報を取り扱うことはできない。また、要機密情報 を取り扱わない場合にあっても、リスクを考慮した上で、利用可能な業務の範囲をあら かじめ特定し、個々の利用にあたっては利用手続きに従って、業務内容や利用者の範囲 などを審査した上で利用の可否を決定し、利用状況について管理することが必要である とされているということでございます。また地方公共団体におきます情報セキュリティ ポリシーに関するガイドライン、こういうガイドラインもありますが、その中でも同様 に規定をされているところでございます。現在のところ町では、利用可能な業務範囲が 特定されていませんし、利用手続きに関する審査の仕組みもございません。今後検討を 進めてまいります。また今、議員がお話になられた長野県においても運用ルールを検討 されているということでございますので、それらの情報も参考にして進めてまいりたい と思っております。利用方針が決定するまでの間、職員が組織の承認を得ずに外部サービスを利用すると、誰がどのように使用しているか管理が出来なくなるため、要機密情報の漏えい等のリスクを高まることとなりますので、個人情報保護を含めた情報セキュリティに関する研修、または現在サービス形態で提供される生成 AI については、要機密情報を取り扱うことができないことなどを職員へ周知徹底してまいりたいと思っております。

- ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。
- ◆1番(北村富貴夫) 今のお話の中に、これからルール作りということですけれども、これも早急にやらないとやはりどんどん広がる一方だと思っています。その中で職員の中でも使う方はいらっしゃるんじゃないかなと思っているのです。実際これはぜひ早急にルール作りをしっかりやっていただいて、対応していただきたいと思います。続けて、このまま学校の対応、小中学校も同じだと思っているのですけれども、例えば私がパッと思うのは読書感想文とかをチャット GPT でやれば、どこかの本をこのまま読書感想文で出てくるのではないかなと思ってしまうのですけれども、そういうようなものもどのように考えているかお伺いしたいと思います。
- ●議長(佐藤武雄) 佐藤教育長。
- ■教育長(佐藤尚登) チャット GPT ですか、私もやってみましたというか、質問を打ち 込んでみると確かに日本語としては滑らかな日本語が返ってくるんですが、事実関係で は無茶苦茶な、例えばつい数日前に徒然草の中で最も有名な段について聞いたら、徒然 草は鴨長明の随筆で、と書いているんですね。ですから、メディアなどでも言われてい ますが、当然事実のチェックは必要だということは大前提になるのですが。それで議員 おっしゃるようにおそらく読書感想文を書かせれば、児童生徒が事実関係の例えば固有 名詞などをチェックして正しいものに書き換えて提出すれば、ほとんど教員はそれは見 抜けないと思います。これは教育関係では早くから危機感があって、今年の東京大学の 入学式でしたか、学長がそれについてそういったものを何というか自分の作品のように して出すことはまかりならんと、信州大学でも、各大学でもそういうことを言っていま す。ですから、結論から申し上げれば議員のご質問の、読書感想文をチャット GPT に書 かせて提出されれば見抜けないケースの方がはるかに多くなると思います。ですからこ のことは重要な課題ですので、今文科省が中央教育審議会で、この問題を5月にデジタ ル学習基盤特別委員会を設置して、議論を始めております。遠くない将来に、おっしゃ るとおり早急に対応を考えなければいけないのですが、近いうちに何らかの学校での方 針というのが出されると思いますし、現状信濃小中学校でこれに対して具体的な対応と いうのはできていません。以上ですが、お答えになったかどうか。
- ●議長(佐藤武雄) 北村富貴夫議員。

- ◆1番(北村富貴夫) 今、教育長の答弁の中にも早急にというようなことで、ぜひこれは早めに、早急にやっていただきたい。これ、やらないと実際にどんなものが出ても我々も見抜くことができないと思います。ぜひそういうものも対応していただきたい。ただし、その中で町の職員の中ではやはり職員負担を軽減する、これは必要だと思うのです。それから人口減少に伴って、職員の数も減っていますので、そういう中で職員の負担を軽減することも必要ですので、そういうことも考えながらぜひ、こういう管理をしっかりやっていただきたい。そしてメリット、デメリットこのようなものをしっかりと対応していただいて、先ほど総務課長の答弁にもありました個人情報の保護、それから著作権、これがどんどん出てくるんじゃないかなと思われますので、十分注意して対応すべきと思います。ぜひそのようなことをしっかり対応していただいてやっていただければと思います。以上で一般質問を終わります。
- ●議長(佐藤武雄) 以上で、北村富貴夫議員の一般質問を終わります。この際、10 時 35 分まで休憩といたします。

(終了 午前10時22分)